

## 延岡市介護職員等研修受講費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所等における新たな人材の確保及び職員の定着並びに介護職員等のキャリアアップを促進し、もって質の高いサービス提供を図るため、技能の習得及びスキル向上に資する研修並びに資格更新のための研修に係る受講料等の費用を予算の定めるところにより補助することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (2) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。
- (3) 研修 次のアからキに掲げるものをいう。
  - ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修であって、省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。
  - イ 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設で実施する研修をいう。
  - ウ 介護支援専門員実務研修（以下「ケアマネ実務研修」という。） 法第69条の2第1項及び省令第113条の4に規定する介護支援専門員実務研修であって、都道府県が行う研修をいう。
  - エ 介護支援専門員再研修（以下「ケアマネ再研修」という。） 法第69条の7第2項及び省令第113条の16に規定する再研修であって、都道府県が行う研修をいう。
  - オ 介護支援専門員更新研修（以下「ケアマネ更新研修」という。） 法第69条の8第2項及び省令第113条の18に規定する更新研修であって、都道府県が行う研修をいう。
  - カ 主任介護支援専門員研修（以下「主任ケアマネ研修」という。） 省令第140条の68第1項第1号に規定する研修であって、都道府県が行う研修をいう。
  - キ 主任介護支援専門員更新研修（以下「主任ケアマネ更新研修」という。） 省令

第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する研修であつて、都道府県が行う研修をいう。

(4) 介護サービス事業所 次のアからキまでに掲げる事業を営む市内に存する事業所をいう。

ア 法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスを行う事業

イ 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスを行う事業

オ 法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業

キ 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業

(5) 老人ホーム 次のアからエまでに掲げる市内に存する事業所をいう。

ア 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム

イ 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム

ウ 老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム

エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅

(6) 介護サービス事業所等 介護サービス事業所及び老人ホームをいう。

(7) 介護サービス事業者 介護サービス事業所等を経営する者をいう。

(8) 介護職員等 介護サービス事業者に直接雇用され、介護サービス事業所等において就業している介護従事者をいう。（介護従事者以外の事務員、清掃員、調理員等は除く。）

(9) 受講料等 研修の実施機関が定める受講料、テキスト代及び実習代（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）をいう。ただし、補講に係る費用及び手数料を除く。

(10) 高等学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する全日制、定時制及び通信制の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程をいう。

(11) 大学等 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。

（補助対象事業）

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第 1 欄に定める研修とする。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 介護サービス事業所等に介護職員等として就業している者、内定を得て介護職員等として就業予定の者又は就業を希望する市内在住の者
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に規定する国民健康保険の保険料（以下「市町村民税等」という。）を滞納していない者
- (3) 別表第 2 欄に掲げる全ての要件を満たす者

（補助対象経費、補助金の額等）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、修了した研修の実施機関に支払った受講料等とする。

- 2 前項の受講料等について、補助対象者が雇用されている介護サービス事業者、国、本市以外の地方公共団体、公益団体等から補助を受ける場合には、当該補助を受けた金額を補助対象経費から差し引くものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、補助金の上限額は、別表第 3 欄のとおりとする。
- 4 補助金の額の総額は、各年度の予算の額を限度とする。

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）
- (2) 研修の修了証明書の写し
- (3) ケアマネ実務研修、ケアマネ再研修、ケアマネ更新研修、主任ケアマネ研修又は主任ケアマネ更新研修に係る申請にあつては、介護支援専門員証の写し
- (4) 受講料等の領収書の写し
- (5) 就業・内定証明書（様式第 1 号）（申請日の前 1 か月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 介護サービス事業所等に就業を希望する者にあつては、申告書（様式第 2 号）
- (7) 市町村民税等を滞納していないことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（手続の特例）

第 7 条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業実績報告書及び収支計算書の提出
- (3) 規則第 13 条第 1 項の規定による補助金の額の確定

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、失効する。

(令和7年度の特例)

3 令和7年度に限り、令和6年度に主任ケアマネ研修又は主任ケアマネ更新研修を修了した者のうち、受講料等を全額支払っているものは、別表の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付の申請をすることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条・第4条・第5条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助上限額
介護職員初任者研修	(1) 補助金の交付の申請をしようとする日(以下「申請日」という。)が属する年度の前年度の1月1日以降に研修を修了した者のうち、受講料等を全額支払っているもの (2) 高等学校等及び大学等の授業等において研修を受講していないもの	50 千円
介護福祉士実務者研修		
ケアマネ実務研修	申請日が属する年度の前年度の1月1日以降に研修を修了した者のうち、受講料等を全額支払っているもの	30 千円
ケアマネ再研修		
ケアマネ更新研修		
主任ケアマネ研修		
主任ケアマネ更新研修		